

# 郵送による転出届(転出証明書交付請求書)

(あて先) 雨竜町長

令和 年 月 日

■ 届出人(請求者) ※ 本人または本人と同一世帯であった方以外が手続きする場合は、委任状が必要です。

氏名		転出する方との関係	1. 本人 2. 世帯主・同一世帯員 3. その他( )
住所	〒 -	昼間の連絡先	- - (連絡が取れる電話番号)

## ■ 転出する人

転出(予定)日	令和 年 月 日 (新しい住所に引越した日または予定日を記入)
---------	---------------------------------

旧住所	雨竜町 番地	旧世帯主	
新住所		新世帯主	
本籍		筆頭者	

	ふりがな 転出する人の氏名	生年月日	性別	続柄	マイナンバー カード
1		大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
2		大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
3		大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
4		大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
5		大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無

## ■ 送付するもの

- ① 郵送による転出届(この用紙)
- ② 切手を貼った返信用封筒 (返信先住所(原則、旧住所地または新住所地)、氏名を記載してください。)
- ③ 届出人の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、保険証等)のコピー
- ④ 本人または本人と同一世帯の方以外が代理で請求する場合 → 委任状、代理人の本人確認書類

◎ その他不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

送付先 〒078-2692

北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地 雨竜町役場 住民課福祉担当

電話番号 0125-77-2212(住民課直通)

## ◎ マイナンバーカードを用いた転出・転入手続について(転入届の特例)

転出する方の中で一人でもマイナンバーカードをお持ちの場合、転出届を雨竜町に送付していただくことは必要ですが、転出証明書の交付を受けることなく、転入手続をすることが出来ます。(転出証明書の送付が不要となるため、返信用封筒の送付も不要となります。)

なお、次のことが条件となりますので、手続きの際はご注意ください。

- ① 新しい住所地に住み始めた日から14日以内に新住所の市町村役場にマイナンバーカードをお持ちになり、転入手続をすること。
- ② 転出予定日から30日以内に手続きをすること。
- ③ 暗証番号の入力できること。

新しい住所に住み始めた日から14日以上経って届出をした場合、転出予定日から30日を超えた場合、または暗証番号に誤りがあった場合は、改めて転出証明書を用い転入届の手続きをしなければなりません。